

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大山町

大山町鳥獣被害防止計画

[連絡先]

担当部署名 大山町役場 農林水産課
所在地 西伯郡大山町赤坂 66 番地
電話番号 0858-58-6116
FAX番号 0858-58-4024
メールアドレス nourinsuisan@daisen.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」と言う。）、ヌートリア、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」と言う。）、ツキノワグマ
計画期間	令和4年度から令和6年度
対象地域	大山町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
イノシシ	水稻、野菜(サツマイモ等)	78.9	867.9
ヌートリア	—	—	—
シカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
カラス	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

以前は山間部の被害が多かったが最近では平坦部の被害が多くなり、海沿近くまで目撃情報がある。今後は町内全域の被害が予測され、被害額も増加していくと考えられる。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	642	2,456	1,707	2,105	867.9
被害面積(a)	98	349.5	247.1	191.4	78.9

○ヌートリア

河川や水路等を通して町内全域に生息域を拡大していると思われ、主に水稻被害が報告されている。全体として被害は減少傾向ではある。しかし目撃情報は多く寄せられており、今後の被害拡大が懸念される。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	0	1	0	2	0
被害面積(a)	0	0.1	0	0.3	0

○シカ

農作物への被害は報告されていないが、森林内での痕跡や山間部圃場付近での目撃情報があり、今後は被害の発生が増加すると見込まれる。

○アライグマ

農作物被害、目撃情報はまだ報告されていないが、近隣地域での目撃情報があり、今後の被害発生が予測される。

○カラス

具体的な被害報告はないが、スイカなどの野菜類や梨等果樹の食害に加えて、生活ゴミの散らかしなど、町内全域で様々な被害が発生している。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	0	162	1,392	0	0
被害面積(a)	0	2.8	24	0	0

○ツキノワグマ

山間部において主に夏季に目撃情報があった。農作物被害の報告はないが、今後は人への加害が心配される。

(3) 被害の軽減目標 (上段: 被害金額 (千円)、下段: 被害面積 (a))

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ (水稻・飼料作物・果樹等)	868	600
	79	50
ヌートリア (水稻等)	0	0
	0	0
カラス (果樹等)	0	0
	0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象</p> <p>狩猟期を除く期間においては、町内猟友会4地区と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結し、捕獲活動に当たっている。また猟期においても猟友会と連携し、捕獲活動の支援を行っている。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊の活動によって緊急的な出動態勢が整備され迅速な対応が可能となった。</p> <p>県の若手猟師参入促進補助事業、</p>	<p>(推進体制)</p> <p>○全鳥獣対象</p> <p>捕獲従事者の高齢化が進み、担い手不足による捕獲体制の弱体化が考えられる。その反面、有害鳥獣による被害が広域になり、被害も増えていくことが想定されることから捕獲従事者数の確保が課題となっている。</p>

	<p>また町独自の狩猟免許更新補助事業により、捕獲従事者の確保に努めている。</p> <p>○イノシシ 近隣市町に比べて高い捕獲奨励金の単価設定とし、また平成30年度には獣肉解体処理施設を建設し、捕獲意欲の向上に取り組んでいる。 その他、協議会が箱わなを導入し、猟友会や集落に無償貸与を行っている。</p> <p>○シカ 国事業による有害捕獲の推進により、捕獲意欲の向上に取り組んでいる。 その他、協議会が箱わなを導入し、猟友会や集落に無償貸与を行っている。</p> <p>○ヌートリア・アライグマ 有害捕獲許可による捕獲の他、外来生物法による捕獲も実施している。また、箱わなを導入し、無償貸与を実施している。</p> <p>○カラス 県下一斉に行われるカラス捕獲に参加している。 カラス檻での捕獲も実施しており、多くの捕獲実績がある。</p> <p>○ツキノワグマ 目撃があった場合、町行政無線に</p>	<p>○イノシシ 被害も広域化、また増加傾向にある中、捕獲従事者が少ないことによって、今後の日常的な捕獲活動が取り組めない恐れがある。</p> <p>○シカ 今後は被害が多くなると予想され、捕獲従事者が少ないことによって、今後の日常的な捕獲活動が取り組めない恐れがある。 また被害の実態や生息数の把握ができていない状況である。</p> <p>○ヌートリア・アライグマ 外来生物法による捕獲従事者は増加したが、実際の捕獲者は固定化傾向にあり、個人的な取り組みにとどまっている。集落や農事組合等による集団的な取り組みを推進していく必要がある。</p> <p>○カラス 第一種銃猟免許所持者が減少していくと見込まれ、迅速に対応できない恐れがある。 また本町の特産品である梨や柿等果樹園への防鳥網やテグス設置等の侵入防止対策が不十分である。</p> <p>○ツキノワグマ 集落周辺で目撃された場合や人</p>
--	---	---

	より注意喚起を行い、情報提供すると共にパトロールを行っている。	身被害が想定される場合に緊急対応ができる体制を整備しておく必要がある。 錯誤捕獲があった場合の放獣先の検討。
防護柵の設置等に関する取組	○鳥取県鳥獣被害総合対策事業（県事業）による取組 ○鳥獣被害防止総合対策交付金（交付金事業）による取組	従来から県事業によって2戸以上の農家で組織する団体が事業主体となり設置に取り組んできた。 交付金事業により集落全体の農地を囲うような取組を行っている。
生息環境管理その他の取組	○町民に対して環境管理に関する情報を呼びかけ、周知を図る。 無意識の餌付けとなる収穫後の農産物や生ごみの放置はしないこと。 落ち柿や栗の撤去について。 山際での農作業や収穫等で入山する際はクマ鈴を携行すること。 定期的な草刈り及びやぶの撤去。	普段利用していない農地において管理が徹底されない恐れがある。

(5) 今後の取組方針

<p>○全鳥獣対象</p> <p>従来講じてきた対策に継続して取り組むほか、捕獲技術の向上を目的とした技術講習会の実施や捕獲従事者の確保に猟友会と連携して取り組む。また実施隊による捕獲活動や鳥獣被害対策に係る緊急対応等の活動体制を強化していく。</p> <p>捕獲従事者数の減少による日常的な捕獲活動に対し、県の若手猟師参入促進補助事業、また町独自の狩猟免許更新補助事業や中山間地域等直接支払交付金制度等を活用しながら集落等による集団的な取組を推進していく。</p> <p>○イノシシ</p> <p>従来講じてきた対策に継続して取り組むほか、これまで被害が見られなかった地域に今後は被害が拡大又は移行していくことが予測されるため、対策の遅延が生じないように情報収集と今後を見越した取組に努める。</p> <p>○ヌートリア・アライグマ</p> <p>従来講じてきた対策に継続して取り組むほか、侵入防止対策、捕獲活動とも個人的な取組にとどまっている現状を集落や農事組合等による集団的な取組へと転換し、地域からの完全排除を目指して継続的に取り組む。</p> <p>○カラス</p>
--

従来講じてきた対策に継続して取り組むほか、捕獲従事者の確保や鳥獣対策実施隊による追い払い活動を推進する。梨や柿等の本町特産品への侵入防止対策が不十分なことから、農協等の団体とも連携しながら対策を推進していく。

○シカ

従来講じてきた対策に継続して取り組むほか、今後は被害が増加していくことが予測されるため、対策の遅延が生じないよう情報収集と今後を見越した取り組みに努める。特に森林組合等の団体とも連携して林業被害や生息状況の把握に努める。

○ツキノワグマ

町民からの情報提供により迅速な対応と情報提供を行い、住民の安心、安全を確保する。また広報等によりツキノワグマを集落周辺に誘引させない様に周知を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本町は有害鳥獣捕獲業務について鳥取県猟友会西部支部大山北部地区、大山南部地区、名和地区、中山地区と委託契約を締結し、有害鳥獣の駆除捕獲を行っている。

今後は、地域の状況を勘案しながら鳥獣被害対策実施隊との連携など、新たな捕獲体制の整備を推進していく。

【猟友会】

○構成状況（令和4年3月1日現在）

鳥取県猟友会西部支部中山地区	銃猟従事者	7人、	わな猟従事者	11人
鳥取県猟友会西部支部名和地区	銃猟従事者	10人、	わな猟従事者	17人
鳥取県猟友会西部支部大山北部地区	銃猟従事者	3人、	わな猟従事者	2人
鳥取県猟友会西部支部大山南部地区	銃猟従事者	6人、	わな猟従事者	11人

○主な活動内容

主に担当地区内での日常的な有害捕獲活動や町や地域住民からの依頼による捕獲活動に従事する。また、鳥獣対策実施隊の緊急対応後にその活動を引継ぎ、捕獲活動に従事する。

【大山町鳥獣被害対策実施隊】

○構成状況

隊長…1名（大山町農林水産課長）

副隊長…4名（猟友会各地区より1名ずつ）

隊員…17名（大山町農林水産課職員1名。中山地区、名和地区、大山北部地区、大山南部地区 各4名）

事務局…大山町農林水産課職員

○主な活動内容

町への鳥獣による被害報告又は出沒に際して、町長からの出動要請に基づき隊長が班編成を行い出動する。主に緊急的な巡回、捕獲活動に当るほか、被害状況の確認や住民への対応等を行い、被害状況や対応の概要を事務局に報告するとともに担当地区

猟友会に引き継ぐ。

【その他】

ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除実施計画により、農家等の地域住民が参加し、集落や農事組合等による集団的な捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策に関する講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会による人材の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 防除実施計画の推進とこれに基づく捕獲体制の整備
	カラス	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	シカ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 捕獲活動への支援強化
令和 5年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策に関する講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会による人材の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 防除実施計画の推進とこれに基づく捕獲体制の整備
	カラス	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	シカ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 捕獲活動への支援強化
令和 6年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策に関する講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会による人材の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 防除実施計画の推進とこれに基づく捕獲体制の整備
	カラス	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	シカ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 捕獲活動への支援強化

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

過去の実績、昨今の状況から800頭（通年）の計画数とする。被害地域が拡大傾向にあることから町内全域で捕獲を進める。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	350	713	684	708	649

○ヌートリア

過去に実績から年間60頭を目標とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	35	22	34	42	27

○アライグマ

目撃情報があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	0	0	0	0	0

○シカ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想されることから、年間80頭を目標とし、目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	31	27	41	54	84

○カラス

過去の実績から年間400羽とする。そのうち一斉捕獲を100羽、カラス檻で300羽を捕獲目標とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	272	267	263	153	91

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
ヌートリア	60頭	60頭	60頭
アライグマ	随時	随時	随時
シカ	80頭	80頭	80頭
カラス	400羽	400羽	400羽

捕獲等の取組内容
<p>(大山町全体)</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：くくりわな・箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：随時（目撃情報等に基づき迅速に対応） <p>○シカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：くくりわな・箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：猟銃による捕獲（一斉捕獲を含む）及びカラス檻で行う。 ・実施予定時期：一斉捕獲は2回／年、カラス檻は通年

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方						
最近の捕獲頭数及び個人・集落要望を踏まえると、今後は増加傾向にあると考えられる。						
(単位：m)						
柵の種類	対象鳥獣	H29	H30	R1	R2	R3
ワイヤーメッシュ	イノシシ	3,985	6,429	885	10,200	0
電気柵	イノシシ	9,020	2,745	5,280	8,195	5,535

(2) 侵入防止柵の管理に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵 11,000m	電気柵 12,000m	電気柵 13,000m
	ワイヤーメッシュ柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 2,000m

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ・シカ ヌートリア・アライグマ・カラス・ツキノワグマ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・防鳥網やテグス設置等のカラス侵入防止対策
令和5年度	イノシシ・シカ ヌートリア・アライグマ・カラス・ツキノワグマ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・防鳥網やテグス設置等のカラス侵入防止対策
令和6年度	イノシシ・シカ ヌートリア・アライグマ・カラス・ツキノワグマ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・防鳥網やテグス設置等のカラス侵入防止対策

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大山町	住民の安全確保対策、対策本部の設置、巡回・駆除班の設置
鳥取県	専門家の現地派遣、対策本部、駆除班への助言等
琴浦・大山警察	現場周辺のパトロール、交通整理、警戒活動等
猟友会	町と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制

町民	→	大山町	→	鳥取県
			→	琴浦・大山警察
			→	猟友会

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等適切に処理を行うほか、イノシシについては獣肉解体処理施設への搬入を推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ ・ 獣肉処理加工施設へ搬入後、加工肉として一般企業へ 売出し ・ ふるさと納税返礼品として利用
----	---

(2) 処理加工施設の取組

平成 30 年度に獣肉解体処理施設を設置、稼働中
場所：大山町羽田井地内

施設でのイノシシの年間処理計画頭数を約 200 頭とし、獣肉解体処理を行う。

解体処理された食肉は、今後、施設指定管理者である大山ジビエ振興会、県、ほうきのジビエ推進協議会と提携し販路拡大に取り組む。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成

9. 捕獲等をした対象鳥獣の被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大山町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割

大山町	○大山町の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事 ○協議会の運営に関する事
鳥取西部農業協同組合	○大山町の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事 ○協議会の運営に関する事
鳥取県農業共済組合西部支所	○大山町の鳥獣による農業被害に関する事
鳥取県猟友会西部支部 ・中山地区 ・名和地区 ・大山南部地区 ・大山北部地区	○大山町担当地区の ・鳥獣捕獲体制に関する事 ・担い手研修に関する事 ・捕獲技術の研修等に関する事
大山ジビエ振興会	○大山町の ・捕獲獣の食肉処理に関する事 ・地域資源の有効活用によるジビエ振興に関する事
鳥取県西部総合事務所 農林局・環境建築局・地域振興局	○全体計画の助言に関する事

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県鳥獣対策センター	○全体計画の支援に関する事
鳥取県緑豊かな自然課	○全体計画の支援に関する事

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成 27 年度設置 (平成 28 年 3 月 25 日大山町鳥獣被害対策実施隊設置要綱制定) <構成> 隊長 1 名…大山町農林水産課長 副隊長 4 名…大山町内各猟友会より各 1 名 隊員 17 名…大山町農林水産課職員 1 名。中山地区、名和地区、大山北部地区、大山南部地区 各 4 名</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家などの指導による現地研修会等を開催し、侵入防止柵等の正しい設置方法等を農家に再度周知する。